

平成 26 年 7 月 4 日

関係者のみなさまへ

株式会社 西日本住宅評価センター

確認検査業務に関する監督命令処分について

平素は、弊社の確認検査業務に関しまして、格別のご支援、ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、弊社の平成 22 年度の確認検査業務におきまして、第一種高度地区における高さの限度を超えていることを看過し確認済証を交付したとの理由により、本日、国土交通省より建築基準法に基づき次のとおり監督命令を受けましたのでご報告いたしますとともに、関係者の皆様にご心配をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

なお、当該命令の対象となった建築物については、着工前であったことから必要な建築計画の変更を行ったうえ、建築基準法に適合した建築物として竣工しております。

弊社は今回の監督命令を厳粛に受け止め、法令遵守をさらに徹底し、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【監督命令内容】

- ①審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を 8 月 3 日までに提出すること。
- ②本日から一年間、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

以上